

第 5 給与制度改革

給与制度の総合的見直し

1 国における状況

国家公務員においては、地域間・世代間の給与配分の見直しをはじめとする諸課題に取り組むため、一般職の職員の給与に関する法律を改正し、平成 27 年度から

- ・ 民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するための見直し
- ・ 官民の給与差を踏まえた 50 歳台後半層の水準の見直し
- ・ 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直しを行うこととなった。

2 給与制度の総合的見直しの内容

(1) 地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し

① 俸給表等の見直し

- ・ 民間賃金水準の低い 12 県を一つのグループとした場合の官民較差と全国の較差との率の差を踏まえ、俸給表の水準を平均 2 % 引下げ
- ・ 1 級及び 2 級の初任給に係る号俸については引下げを行わず、3 級以上の級の高位号俸は最大 4 % 程度引下げ
- ・ 40 歳台や 50 歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保のため 5 級・6 級に号俸を増設
- ・ 55 歳超職員の俸給等の 1.5% 減額支給措置の廃止

② 地域手当の見直し

- ・ 地域手当に係る級地区分を 1 区分増設、俸給表水準の引下げに併せ支給割合を見直し

※ 改定前：1 級地 (18%) ~ 6 級地 (3%) 改定後：1 級地 (20%) ~ 7 級地 (3%)

- ・ 地域手当の支給地域を「賃金構造基本統計調査」(平成 15 年~24 年) のデータに基づき見直し

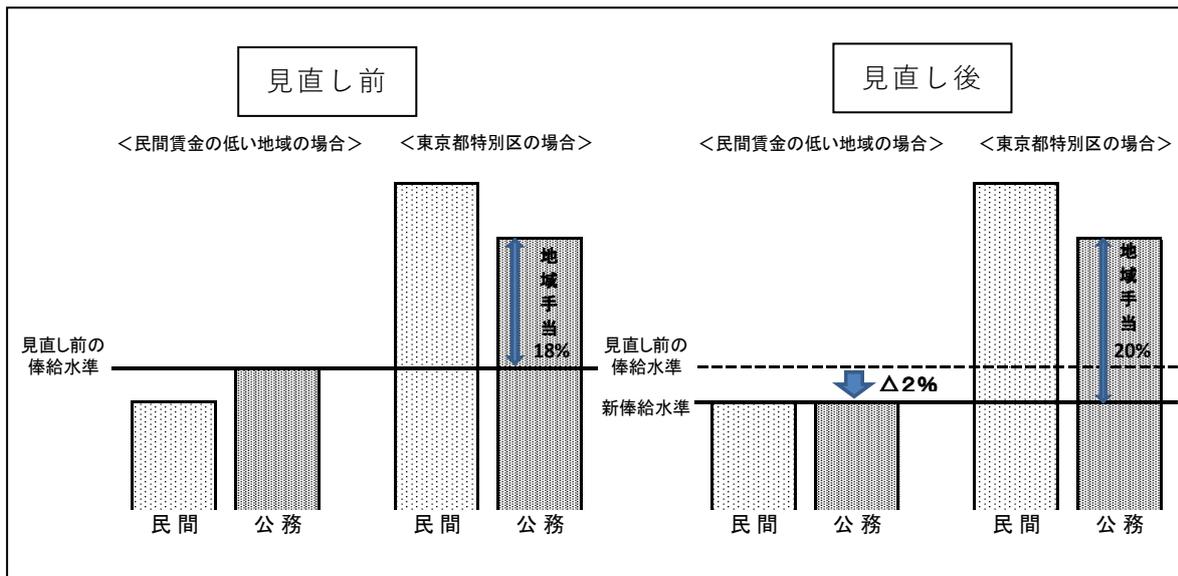
(2) 職務や勤務実績に応じた給与配分

- ① 広域異動手当、単身赴任手当、本府省業務調整手当の引上げ、管理職員特別勤務手当の拡充
- ② 人事評価結果を反映した昇給効果の在り方については、今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ引き続き検討。技能労務関係職種の給与については、今後もその在職実態や民間の給与等を注視

(3) 実施時期等

- ① 俸給表は平成 27 年 4 月 1 日に切替え
- ② 地域手当の支給割合は段階的に引上げ、その他の措置も平成 30 年 4 月までに計画的に実施
- ③ 激変緩和のための経過措置 (3 年間の現給保障)
- ④ 見直し初年度の改正原資を得るため平成 27 年 1 月 1 日の昇給を 1 号俸抑制

「地域間の給与配分の見直し」のイメージ図



「世代間の給与配分の見直し」のイメージ図

